

各府省庁 税制担当課長 殿

国税庁 課税部
消費税室長 吉田寿彦

**「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大
に関する周知について（依頼）**

「領収証」等の「金銭又は有価証券の受取書」は、これまで、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていましたが、昨年成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 5 号）により印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、記載された受取金額が 5 万円未満のものが非課税とされています。

国税庁においては、昨年の改正法成立以降、これまで、改正内容の周知チラシ（別添）を作成して国税庁ホームページに掲載するとともに、個人・法人の事業者の方に申告書等の用紙を送付する際に、同チラシを同封しているほか、各種説明会における周知や、関係民間団体等を通じた広報などにも努めてきたところです。また、現在も、国税庁ホームページの「トピックス」や「税理士の方へのお知らせ」欄などにおいて、再度、周知を図っているところです。

仮に事業者の皆様が上記の税制改正（非課税範囲の拡大）を知らずに、受取金額が 5 万円未満の領収証等に印紙を貼付した場合には、領収証等の原本を税務署長に提示すれば、誤って納付した印紙税の還付を受けることは可能ですが、領収証等は、取引の相手方に交付するものであることから、事実上、救済は困難となります。

つきましては、貴府省庁におかれましても、事業者の皆様が領収証等に係る非課税範囲を誤ることのないよう、所管する業界団体及び傘下会員企業等に対して、改正内容の周知を図っていただくよう、ご協力方、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

国税庁 課税部 消費税室

電話 03-3581-4161（代表）

課長補佐 山田（内線 3744）

諸税第一係長 末安（内線 3747）

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものに適用されます)

平成 25 年 4 月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、**平成 26 年 4 月 1 日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5 万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したものの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の**原本を提示**し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】

